

利用者負担の仕組み（障がい児通所給付費・介護給付費）

障がい福祉サービス等の利用については、原則としてサービスに掛かる料金の1割が自己負担となります。世帯の収入に応じて「利用者負担上限月額」の設定があります。

* サービスの利用料金以外に食費や光熱水費等の実費が必要となる場合があります。

（１）月額負担上限額

【障がい児（18歳未満）】※世帯の範囲：保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
課税世帯	市民税所得割金額が28万円未満	4,600円
	市民税所得割金額が28万円以上	37,200円

参考 【障がい者（18歳以上）】※世帯の範囲：障がいのある方とその配偶者

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額	
		在宅(居宅・通所サービス等)	グループホーム
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
課税世帯	市民税所得割金額が16万円未満	9,300円	37,200円
	市民税所得割金額が16万円以上	37,200円	

（２）高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児通所給付費

次の条件で各世帯の利用者負担額が基準額を超えた場合、標記の給付費が償還払いされます。

- ①同じ世帯の中で障がい福祉サービス等を利用する人が複数いる場合
- ②同一の方が障がい福祉サービス、障がい児通所サービス、補装具、介護保険サービス、障がい児入所サービスを利用した場合

（３）児童発達支援等の利用者負担の無償化について

①無料となるサービス

- ・児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

②対象児童

- ・満3歳になって初めての4月1日から3年間

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

（４）多子軽減措置について

児童発達支援・保育所等訪問支援（就学前児童のみ）の利用児童に兄または姉がいて、次のいずれかの要件を満たすと利用者負担の軽減措置があります。

- ①兄・姉が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、障がい児通所支援等を利用している場合。なお、認可外の保育所・幼稚園は対象外。
- ②市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯で、利用児童の保護者と同一生計の兄・姉がいる場合

* 詳細は子ども家庭課にお問い合わせください。

利用者負担上限管理について（障がい児通所給付費・介護給付費）

複数の事業所からサービスの提供を受けているとき、サービスにかかる自己負担額が「利用者負担上限月額を超えることがないよう管理する」ことを「上限管理」と言います。

この届け出をしていない場合、利用者負担を一旦全額負担していただくことがあります。

【上限管理の対象】

複数の事業所からサービスの提供を受けている方のうち、「利用者負担上限月額」を超える可能性のある方が対象となります。

ただし、利用者負担上限月額が0円の方、藤沢市地域生活支援事業サービス（みどりいろの受給者証）のみを利用している方は、上限管理の対象となりません。

※同一保護者が兄弟・姉妹等の障がい児通所サービスまたは障がい福祉サービスの支給決定を受けている場合は、1つの事業所を利用する場合でも上限管理の対象となります。

【上限管理を依頼する事業所】

・利用しているサービスの種類に応じて上限管理依頼先の優先順位があり、依頼する事業所が異なります。

・障がい福祉サービス、障がい児通所給付費を利用されている方は、それぞれに上限管理を依頼する必要があります。（費用はそれぞれ一度お支払いいただき、利用状況に応じて後日清算し償還払いを行います。）

1 障がい児通所給付費を利用している方（オレンジいろの受給者証）

→利用する日数の多い事業所に依頼します。

※同一保護者が兄弟・姉妹等の障がい児通所サービスまたは障がい福祉サービスの支給決定を受けている場合は、同一事業所が上限管理事務を行います。

2 障がい福祉サービス（介護給付費）を利用している方（ももいろの受給者証）

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等を利用している方

→居宅介護事業所に依頼をします（契約時間の多い事業所を優先します。）

② 短期入所のみを利用をしている方

→短期入所事業所に依頼します。

【手続きのすすめ方】

（1）利用者負担上限管理を依頼する事業所を決め、所定の届出書に必要事項をご記入の上、事業所に渡してください。

（2）事業所に必要事項を記入してもらった後に、市へ届け出ます。

（3）市から上限管理事業所名を記載した受給者証が交付されます。